

令和2年10月1日から 自転車の保険加入が 義務化されました

山梨県では、
条例の制定により令和2年10月1日より
自転車損害賠償責任保険等への加入が義務になりました。



事故を
起こして
しまった
時に



相手を守るため、
また自分を守るためにも
保険に加入しましょう!

甲斐市交通対策推進協議会

保険加入していますか？

チェックシート

個人の方



自転車を利用する人

自転車の利用によって
他人にけがをさせてしまった場合の
賠償保険等に加入しましょう。



自転車を利用する 未成年の子どもへの保護者

未成年の子どもが
自転車を利用する場合は、
保護者が加入しましょう。

事業者の方



従業者に 自転車を利用させる 事業者

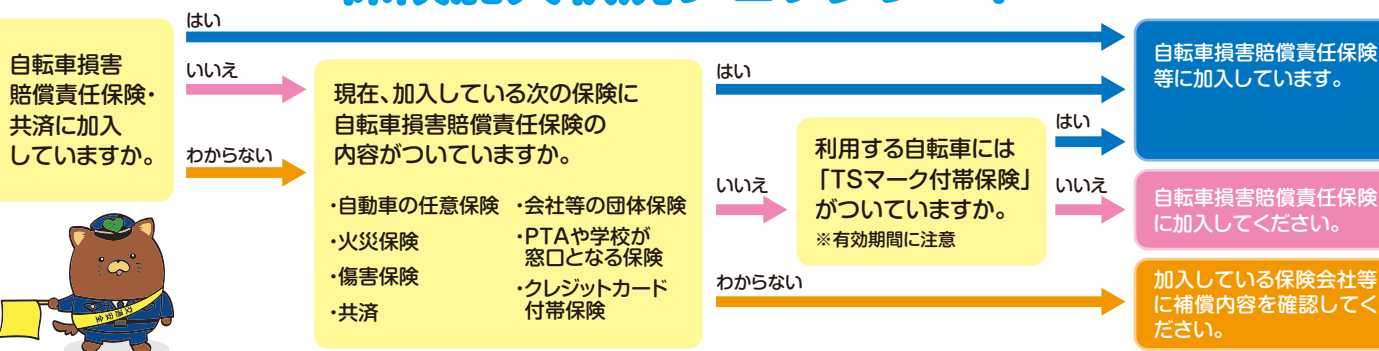
業務中に自転車を利用させる場合は、
事業用の保険に加入しましょう。



自転車貸付事業者

借受人の自転車の利用によって
他人にけがをさせてしまった場合の
賠償保険等に加入し、
内容を借受人に情報提供しましょう。

保険加入状況チェックシート



自転車小売業者の方は、購入者の**保険加入確認と情報提供が義務**となります。
事業者の方は、保険加入確認と情報提供をするようにしましょう。

対象となる方は、保険に加入しましょう！

甲斐市交通対策推進協議会